

## 県営都市公園内での無人航空機（ドローン等）飛行に関する調整事項

沖縄県土木建築部都市公園課

令和3年10月

県営都市公園内での無人航空機（ドローン等）の飛行は原則禁止としますが、やむを得ず飛行させる必要がある場合は、以下のことを踏まえて沖縄県都市公園課と調整してください。

### 1. 提出書類

- (1) 様式1「無人航空機の飛行に関する調整票」
- (2) 様式2「県営公園内における無人航空機の飛行申請チェックリスト」
- (3) 飛行予定場所を示す図面
- (4) 国土交通省から飛行の許可を受けていることを示す書面の写し
- (5) 万一の事故に備えて加入している保険証書の写し

### 2. 周知期間

飛行させる日の前日から起算して、少なくとも1週間は設ける必要があります。周知方法は、県及び指定管理者ホームページでの掲示、現地での看板または貼り紙等での掲示を行います。

### 3. 必要性について

何のために無人航空機を飛行させる必要があるのか、説明してください。なお、個人的、または特定の団体の利益のみを目的とした飛行はお断りさせていただきます。

### 4. 非代替性について

無人航空機を飛行させなければ目的を達成できないのか、よくご検討ください。他の方法があれば、そちらを選択してください。

### 5. 安全性の確保について

不慮の事故により負傷者を出さないため、どのような対策をとるのか説明してください。必要であれば、別紙で説明資料を提出してください。

対策の方法については、航空法の規定を遵守することは当然のこととして、国土交通省が出しているQ&Aなどの資料を参考にしてください。

## 6. 安全確保の具体的方法

- (1) 飛行予定区域の下には、人が入らないように対策してください。ロープ等で規制する、監視員を置く等の方法が考えられます。
- (2) 無人航空機の暴走防止のため、機体に糸をつけ、万一の場合は巻き取ることができるようにする方法があります。

## 7. その他

- (1) 撮影を行う場合、指定管理者（管理事務所）に別途許可申請を行う必要がありますので、ご注意ください。
- (2) 飛行当日、調整した方法とは異なる方法で飛行させ、公園利用者に危険が生じるおそれがあると判断された場合、指定管理者の権限において飛行を中止させる場合があります。